

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年10月19日認可した。

平成21年10月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 西沖2号地区
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 国持土居地区
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 国持地区